特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	母子保健事業に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和8年3月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業の事務を行うものである。 特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施または健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の診査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健事業対象者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）、別表の70の項 ・第19条（特定個人情報の提供の制限）第10号 2.　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第40条第1,2,3,4,5,6項 3.　母子保健法（昭和40年法律第141号） ・第10条（保健指導） ・第11条（新生児の訪問指導） ・第12条、13条（健康診査） ・第15条（妊娠の届出） ・第16条（母子健康手帳） ・第17条（妊産婦の訪問指導等） ・第17条の2（産後ケア事業） ・第18条（低体重児の届出） ・第19条（未熟児の訪問指導）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 （表における情報照会の根拠） 96の項、95の項 （表における情報提供の根拠） 80の項、95の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健こども家庭課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-1108
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ダブルチェックの実施	

9. 監査			
実施の有無	[　　] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とID及びパスワードによる認証によって限定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	Ⅰ－7	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
令和1年6月28日	Ⅰ－5－②	健康増進課長　柏木裕美	健康増進課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	-	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	Ⅰ－1－①	予防接種事業に関する事務	母子保健事業に関する事務	事後	誤記修正
令和2年6月10日	Ⅰ－2	予防接種事業対象者ファイル	母子保健事業対象者ファイル	事後	誤記修正
令和2年6月10日	Ⅰ－4－②	-	（別表第二における情報照会の根拠）及び（別表第二における情報提供の根拠）に、69の2の項を追加	事後	
令和2年6月10日	Ⅰ－3－1	-	・第19条（特定個人情報の提供の制限）第10号、別表第二の69条の2の項を追加	事後	
令和2年6月10日	Ⅱ－1	2015/4/30	2020/4/30	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	Ⅱ－2	2015/4/30	2020/4/30	事後	保護評価の再実施のため
令和6年3月29日	Ⅰ－4－②	番号法19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和6年3月29日	Ⅰ－1－③	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ-3	1.　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）、別表第一の49の項 ・第19条（特定個人情報の提供の制限）第10号、別表第二の69条の2の項 2.　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第40条第1,2,3,4,5,6項 3.　母子保健法（昭和40年法律第141号） ・第10条（保健指導） ・第11条（新生児の訪問指導） ・第12条、13条（健康診査） ・第15条（妊娠の届出） ・第16条（母子健康手帳） ・第17条（妊産婦の訪問指導等）	1.　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）、別表の70の項 ・第19条（特定個人情報の提供の制限）第10号 2.　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第40条第1,2,3,4,5,6項 3.　母子保健法（昭和40年法律第141号） ・第10条（保健指導） ・第11条（新生児の訪問指導） ・第12条、13条（健康診査） ・第15条（妊娠の届出） ・第16条（母子健康手帳） ・第17条（妊産婦の訪問指導等） ・第17条の2（産後ケア事業） ・第18条（低体重児の届出） ・第19条（未熟児の訪問指導）	事後	法改正に伴う改正
令和7年3月25日	Ⅰ-4-②	番号法19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 70の項、69の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （主務省令第39条） （別表第二における情報提供の根拠） 56の2の項、69の2の項 主務省令　第30条	番号法19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 （表における情報照会の根拠） 96の項、95の項 （表における情報提供の根拠） 80の項、95の項	事後	法改正に伴う改正
令和7年3月25日	Ⅰ-5-①、Ⅰ-8	福祉保健部健康増進課	福祉保健部こども家庭課	事後	令和6年4月1日付変更
令和7年3月25日	Ⅰ-5-②	健康増進課長	こども家庭課長	事後	令和6年4月1日付変更
令和7年3月25日	Ⅰ-8	0833-74-3007	0833-74-1108	事後	令和6年4月1日付変更
令和7年3月25日	Ⅳ－8	―	（大為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か） 十分である （判断の根拠） ダブルチェックの実施	事後	様式変更
令和7年3月25日	Ⅳ－11	―	（最も優先度が高いと考えられる対策） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 （当該対策は十分か） 十分である （判断の根拠） システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とID及びパスワードによる認証によって限定	事後	様式変更
令和8年3月23日	Ⅱ－1	令和2年4月30日　時点	令和8年2月20日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	Ⅱ－2	令和2年4月30日　時点	令和8年2月20日　時点	事後	保護評価の再実施のため